

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ  
 氏名又は名称  
 住所  
 代表者氏名  
 電話番号  
 FAX番号  
 メールアドレス

奈良市中町235番地1  
 竹田水道工業株式会社  
 代表取締役 竹田知弘  
 TEL (0742) 46-2955  
 0742-462956



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名                       | チェック | NO. | 水道事業者名                        | チェック | NO. | 水道事業者名          | チェック | NO. | 水道事業者名                     | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1   | 奈良市<br>公営企業管理者               |      | 8   | 御所市<br>水道事業管理者                |      | 15  | 斑鳩町<br>水道事業管理者  |      | 22  | 上牧町<br>水道事業管理者             |      |
| 2   | 大和高田市<br>上下水道事業管理者           |      | 9   | 生駒市<br>水道事業管理者                | ✓    | 16  | 安堵町<br>水道事業管理者  |      | 23  | 王寺町<br>水道事業管理者             |      |
| 3   | 大和郡山市<br>上下水道事業<br>の管理者      |      | 10  | 香芝市<br>上下水道事業の管理者<br>の権限を行う市長 |      | 17  | 川西町<br>水道事業管理者  |      | 24  | 広陵町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 4   | 天理市<br>上下水道事業<br>の管理者        |      | 11  | 葛城市<br>水道事業管理者                |      | 18  | 三宅町<br>水道事業管理者  |      | 25  | 河合町<br>水道事業管理者             |      |
| 5   | 橿原市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 12  | 宇陀市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長    |      | 19  | 田原本町<br>水道事業管理者 |      | 26  | 吉野町<br>水道事業管理者             |      |
| 6   | 桜井市<br>水道事業管理者               |      | 13  | 平群町<br>水道事業管理者                |      | 20  | 高取町<br>水道事業管理者  |      | 27  | 大淀町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 7   | 五條市<br>水道事業管理者               |      | 14  | 三郷町<br>水道事業管理者                |      | 21  | 明日香村<br>水道事業管理者 |      | 28  | 下市町<br>水道事業管理者<br>の権限を行う町長 |      |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者

奈良市中町235番地1  
竹田水道工業株式会社  
代表取締役 竹田知弘 印  
TEL(0742)46-2955

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| フリガナ<br>氏名又は名称 | 竹田水道工業株式会社 生駒営業所  |                 |       |
|----------------|-------------------|-----------------|-------|
| 住 所            | 生駒市南田原町 1954番地2   |                 |       |
| フリガナ<br>代表者の氏名 | 所長 谷口孝次           |                 |       |
| 変更に係る事項        | 変 更 前             | 変 更 後           | 変更年月日 |
| ・事業者の住所        | 奈良市中町<br>4891番地の4 | 奈良市中町<br>235番地1 |       |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良市中町235番地1  
竹田水道工業株式会社

|                      |   |                                 |
|----------------------|---|---------------------------------|
| 会社法人等番号              | 1500-01-001293  |                                 |
| 商 号                  | 竹田水道工業株式会社  |                                 |
| 本 店                  | <u>奈良市中町4891番地の4</u>  |                                 |
|                      | 奈良市中町235番地1   | 平成31年 3月 2日移転                   |
|                      |   | 平成31年 3月 22日登記                  |
| 公告をする方法              | 官報に掲載してする   |                                 |
| 会社成立の年月日             | 昭和63年10月25日   |                                 |
| 目的                   | 1. 管工事、水道施設工事、消防施設工事の設計・請負及び施工<br>2. 土木工事、とび・土工工事、石工事、ほ装工事、しゅんせつ工事の設計・請負及び施工<br>3. 給水装置工事、排水設備工事の設計・請負及び施工<br>4. 前各号に付帯する一切の業務<br>平成15年10月10日変更 平成15年10月15日登記 |                                 |
| 発行可能株式総数             | 3200株   | 平成18年12月30日変更<br>平成19年 7月 2日登記  |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数 | 発行済株式の総数<br>800株  | 平成19年 7月 9日変更<br>平成19年 7月 12日登記 |
| 株券を発行する旨<br>の定め      | 当会社の株式については、株券を発行する<br>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記  |                                 |
| 資本金の額                | 金4000万円   | 平成19年 7月 9日変更<br>平成19年 7月 12日登記 |
| 株式の譲渡制限に<br>関する規定    | 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。<br>平成26年 8月 20日変更 平成26年 8月 21日登記  |                                 |
| 役員に関する事項             | 取締役 竹田知弘  | 平成21年12月 7日重任<br>平成21年12月10日登記  |

奈良市中町235番地1  
竹田水道工業株式会社

|                |  |   |
|----------------|--|---|
|                | 奈良市富雄北三丁目24番15-412号<br><u>代表取締役</u> 竹田知弘 | 平成21年12月 7日重任<br>-----<br>平成21年12月10日登記       |
|                | 奈良市丸山一丁目1079番地の211<br><u>代表取締役</u> 竹田知弘  | 平成23年 8月22日住所<br>移転<br>-----<br>平成23年 8月22日登記 |
| 登記記録に関する<br>事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により<br>平成14年 7月25日移記 |   |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成31年 4月 8日  
奈良地方法務局  
登記官

菊 池 寛 之



# 竹田水道工業 株式会社 定款

この定款の写しは、原本に相違ありません。

平成31年4月8日

奈良市中町235番地1

竹田水道工業株式会社

代表取締役 竹田知弘

TEL (0742) 46-2955



## 定 款

### 第1章 総 則

#### (商 号)

第1条 当会社は、竹田水道工業 株式会社 と称する。

#### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 前各号に附帯関連する一切の事業

#### (本店所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良市 に置く。

#### (公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報 に掲載してする。

### 第2章 株 式

#### (発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、400株とする。

#### (額面株式1株の金額)

第6条 当会社の発行する株式は、すべて額面株式とし、1株の金額は、  
金5万円とする。



(株券)

第7条 当会社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、および100株券の3種類とする。ただし、その他の株式数を表示する株券を発行することができる。

(2) なお、株券の所持を欲しない旨を、当会社に申出があるときは、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

(2) 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面をも提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。



(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

(2) 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は臘本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第13条 当会社は営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

(2) 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときはも同様とする。



### 第3章 株主総会

#### (招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

#### (議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役会の決議により、他の取締役がこれに代わる。

(2) 取締役全員に事故あるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

#### (決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

## 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

### (取締役及び監査役の員数)

第20条 当会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

### (取締役及び監査役の選任)

第21条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(2) 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(3) 監査役は、その選任及び解任につき意見を述べることができる。

### (取締役及び監査役の任期)

第22条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(3) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

### (取締役会の招集)

第23条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。



(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

- (2) 社長は、当会社を代表する。
- (3) 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第25条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- (2) 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第27条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当)

第28条 利益配当金は、毎決算期現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

(除斥期間)

第29条 株主配当金は、支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式100株とし、1株の発行価額は金5万円とする。

(最初の営業年度)

第31条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から昭和64年9月30日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第32条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(発起人)

第33条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

(住所) 奈良市中町4891番地の4  
(氏名) 竹田 正明 額面株式 30株

(住所) 奈良市中町4891番地の4  
(氏名) 竹田 知弘 額面株式 30株

(住所) 奈良市平松町269番地の2  
(氏名) 山根 隆男 額面株式 11株

(住所) 奈良市中町4891番地の4  
(氏名) 竹田 清子 額面株式 10株

(住所) 奈良市中町4891番地の4  
(氏名) 竹田 好江 額面株式 10株

(住所) 奈良市秋篠町750番地  
(氏名) 古川 進 額面株式 3株

(住所) 奈良市三条宮前町6番9号  
(氏名) 古川 又一 額面株式 3株



以上、竹田水道工業 株式会社 を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

昭和63年 10月 20日

発起人 竹田 正明

発起人 竹田 知弘

発起人 山根 隆男

発起人 竹田 清子

発起人 竹田 好江

発起人 古川 進

発起人 古川 又一